

川西町国土強靱化地域計画

令和 2 年 3 月

奈良県川西町

【 目 次 】

I. 地域の特性

II. 国土強靱化地域計画策定にあたって

III. 基本目標

IV. リスクシナリオの設定

V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

VI. 各施策分野別推進方針

【別紙】 推進方針に対する具体的施策

I. 地域の特徴

1 本町の位置と地勢

本町は、奈良盆地のほぼ中央に位置し、東西約3.4km、南北約2km、磯城郡の北端に位置し、北は大和郡山市、安堵町、西は河合町、南は三宅町、東は天理市に接しており、面積は593haである。

西名阪自動車道の法隆寺インターチェンジから約2km、大和まほろばスマートインターチェンジから約1kmの位置にあり、町域には京奈和自動車道が通過し、鉄道の駅は、近鉄橿原線結崎駅がある。地形は平坦で、南北に曾我川、飛鳥川、寺川、大和川などの一級河川4河川が一堂に集結し大和川に注ぎ込む。

2 人口の推移及び年齢構成

○ 総人口

本町の総人口は、1995年まで増加していたが、1995年の9,847人をピークに減少に転じ、2010年には8,653人となっている。今後も総人口の減少傾向は変わらず、2040年には5,711人、2060年には3,937人になると見込まれている。

【総人口の推移、推計】 (単位：人)

	1995年	2000年	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
総人口	9,847	9,422	8,653	7,859	6,797	5,711	4,766	3,937
男	4,778	4,530	4,164	3,773	3,256	2,766	2,345	1,961
女	5,069	4,892	4,489	4,086	3,541	2,945	2,420	1,976

○ 年齢構成

生産年齢人口(15～64歳)は、1995年をピークに減少に転じ、今後も減少傾向と見込まれている。また、老年人口(65歳以上)は、2020年まで増加し続けた後、減少傾向になると見込まれる。一方、年少人口(15歳未満)は1980年から減少し続け、1995年には老年人口と逆転し、今後も年少人口の減少傾向は続くと思込まれる。

【年齢区分別人口推移、推計】 (単位：人)

	1995年	2000年	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
老年人口	1,504	1,733	2,280	2,757	2,464	2,203	1,897	1,547
生産年齢人口	6,860	6,443	5,274	4,199	3,642	2,935	2,392	2,018
年少人口	1,483	1,246	1,094	903	691	574	477	372

3 気候の特性

本町が属する奈良県の気候は概ね温暖であるが、本町が位置する大和盆地では内陸性気候の特徴を有し、気温の日較差が大きく、夏は暑く、冬は寒くなる。

また、大きな災害をもたらした台風は、9月下旬に最も多く、また、奈良県を通過または奈良県の西側を北東進する台風は、強風による災害を引き起こすことがある。

大雨災害の多くは浸水害であり、発生時期は7月の梅雨期や台風接近時が中心で、日本海低気圧に伴う寒冷前線の南下や盛夏期の熱雷なども大雨災害の要因となる。

特に近年では、これらの要因により短時間の豪雨をもたらす、低地や地下施設の浸水害が注目されている。

4 産業構成

本町における産業別就業人口は、第1次産業、第2次産業及び第3次産業とも減少傾向にある。また、産業別人口の構成割合は、第1次、第2次産業は減少傾向にある一方、第3次産業は、増加傾向にある。

【産業別構成割合】 （ 上段：就業人口（単位：人） 下段：構成割合（単位：%） ）

項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	101	101	87	75
	2.3	2.5	2.4	2.1
第2次産業	1,521	1,314	1,128	1,047
	35.1	32.4	30.8	29.2
第3次産業	2,707	2,644	2,442	2,467
	62.5	65.1	66.8	68.7

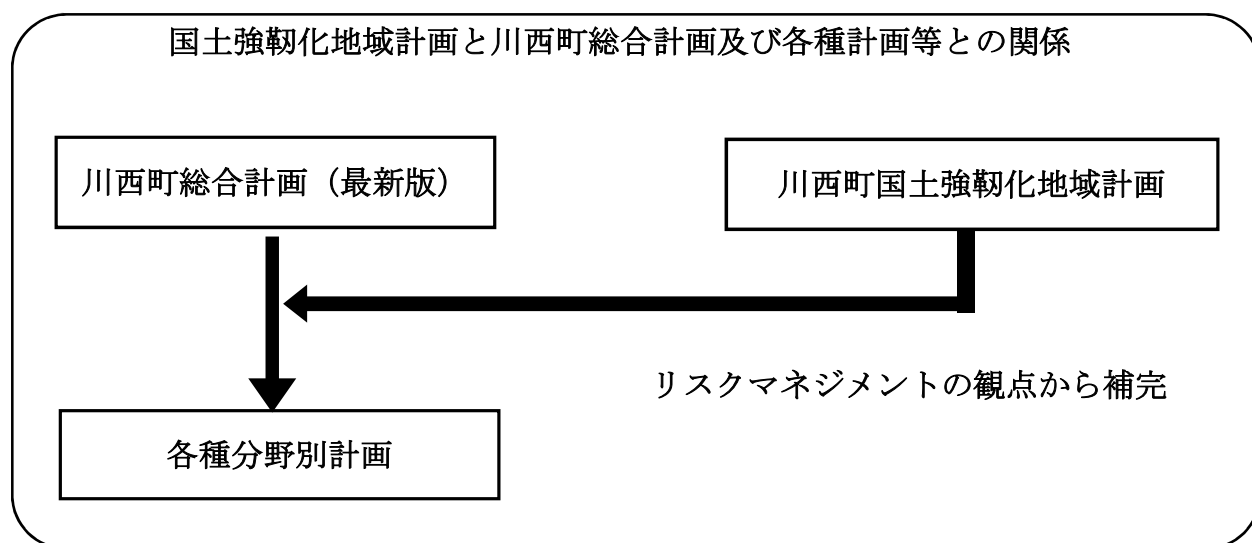
（本編出典及び引用：川西町地域防災計画、川西町人口ビジョン 2016年（平成28年）3月、奈良地方気象台ホームページ「奈良県の気象の特徴」、総務省国勢調査（平成27年10月1日現在））

II. 国土強靱化地域計画策定にあたって

1 計画の位置づけ

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）では、第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本計画は、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町の国土強靱化の指針となるものである。また、「川西町総合計画（最新版）」との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本町が有する様々な分野の計画等をリスクマネジメントの観点から補完するものである。



2 計画期間

本町地域計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、令和2年度から令和6年度までの5年間とするが、必要に応じて見直すものとする。

Ⅲ. 基本目標

本町は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、奈良県国土強靱化地域計画（以下「県計画」という。）との整合を図りながら、以下の3つを「基本目標」とした。

I 人命を守る

II 住民の生活を守る

III 迅速な復旧・復興を可能とする。

Ⅳ. リスクシナリオの設定

本計画を策定するにあたり、県計画に示された「想定するリスク」を基本に、大規模自然災害に対する本町のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定を行った。

リスクシナリオは、まず本町に甚大な被害を及ぼす自然災害を「想定されるリスク」とし、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、地理的・地形的特性、気候的特性等を踏まえて設定した。

次に、この事態を回避するために行わなければならない取組を検討するとともに、本町及び奈良県等が実施している取組を整理し、課題を抽出した。

1 想定される災害（リスク）

住民生活等に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、国土強靱化基本計画（以下「国計画」という。）、県計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とし、地震、水害それぞれについて、以下のとおり具体的な災害を想定した。

ただし、想定した災害の被害を超える事態が発生することも念頭におきながら、本計画の検討を進めた。

(1) 地震

① 内陸型地震（奈良盆地東縁断層帯）

○ 地震動（揺れ）

本町内で震度6強から7の揺れが想定されている。

○ 人的被害

本町における死者73人、負傷者132人を想定している。

○ 建物被害

本町における全壊棟数1,675棟、半壊棟数897棟を想定している。

○ 避難者数

避難者数（発災直後2,756人、発災後1週間後2,887人を想定している。

② 海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震について、地震規模マグニチュード9.1と推計されている。なお、参考として、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」における、奈良県内の被害想定について、平成24年8月及び平成25年3月に取りまとめられた被害想定は以下のとおり掲載する。

○ 人的被害及び建物被害

奈良県内の人的被害及び建物被害については、震源、季節、時間帯などにより複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおり。

【奈良県内における人的被害・建物被害の想定（令和元年6月）】

	基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における 最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし
死者数	約60人	約1,300人
建物全壊棟数	約6,500棟	約38,000棟

※ 川西町で想定される最大震度は基本ケースで震度6弱、陸側ケースで震度6強とされている。

【奈良県内における施設等の被害想定（令和元年6月）】

被害想定項目		県内の想定被害 (最大値)
ライフライン施設被害	上水道（断水人口）	約120万人
	下水道（支障人口）	約97万人
	電力（停電軒数）	約88万軒
	固定電話（不通回線数）	約15万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約3万8千戸
交通施設被害	道路施設被害（箇所数）	約930箇所
	鉄道施設被害（箇所数）	約810箇所
避難者数	発災1日後	約10万人
	発災1週間後	約26万人
	発災1ヶ月後	約20万人
帰宅困難者数		約13万人
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）		37施設
孤立可能性のある集落数（農業集落）		47集落

(2) 水害

① 大和川大水害

台風10号が紀伊半島の南海上を北上。昭和57年8月2日0時に渥美半島西部に上陸して、2日5時頃には能登半島から日本海へ抜けた。

一方、台風第9号が中国大陸で温帯低気圧に変わり、2日夜には九州南岸を経て3日昼頃に紀伊半島を通過した。

奈良県では、7月31日夜半から、台風前面の停滞前線も活発化して大雨となり、8月2日午後には一旦天候が回復したものの、同日午後10時には再び大雨となり3日午後まで降り続いた。

奈良市における雨量をみると、8月1日160㎖（観測開始以来2番目）、8月3日155.5㎖（同3番目）という記録的な豪雨となった。

これにより、王寺町で大規模な浸水被害が発生したほか、奈良県内各地で浸水被害や土砂崩れが発生し、死者・行方不明者16名、家屋全壊24棟、半壊・一部破壊34棟、床上浸水5,573棟、床下浸水5,084棟という甚大な被害となった。

② 平成29年10月 台風21号

台風21号が平成29年10月22日21時紀伊半島の南側に位置し、23日3時頃に静岡県

付近に上陸。台風接近までに停滞していた秋雨前線と重なり大雨を記録した。

大雨により河川の水位も上昇し、大和川板東観測所では、氾濫危険水位である4.1mを上回る5.41mの水位を記録した。

町内の被害状況は、住宅用建物の床下浸水7件、住宅用建物以外の床下浸水13件・床上浸水1件・全壊1件、農地被害97件、道路浸水34件であった。

吐田地区、梅戸地区、唐院地区及び保田地区の農地では大規模な冠水が発生し、町内河川の一部では、越水寸前まで河川水位が上昇した。

2 リスクシナリオの設定

設定したリスクシナリオを参考に、各基本目標に応じた、1から6までの施策分野を設定し、対象とするリスク及び本町の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を各分野に分類した。

I 人命を守る

- 1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施
- 2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

	施策分野	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生 1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生 1-3 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生
2	救助・救急、医療活動等の迅速な実施	2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止 2-2 複数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの特長期間の寸断 2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶 2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生

II 住民の生活を守る

- 3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持
- 4 ライフラインの確保

5 二次災害の防止

	施策分野	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
3	住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全 3-2 被災による治安の悪化 3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う地域経済の疲弊 3-4 食料等の安定供給の停滞
4	ライフラインの確保	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態 4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止 4-6 下水処理施設等の長期間にわたる機能停止 4-7 地域交通ネットワークが分断する事態
5	二次災害の防止	5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響 5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生 5-3 農地等の荒廃による被害拡大

Ⅲ 迅速な復旧・復興を可能とする

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

	施策分野	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
6	地域社会、経済の迅速な再建・回復	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（本編出典及び引用：川西町地域防災計画、南海トラフ巨大地震被害想定（県提供）、国土強靱化地域計画【市町村版雛形】（県提供）、台風21号の防災に関する報告（平成29年12月6日 川西町自主防災連絡協議会資料）

V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

本町の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「国計画」において定められている事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本的な方針に基づき地域強靱化を推進する。

(1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- ① 本町の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から分析し、取組にあたる。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する。
- ② 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民及び事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ③ 非常時だけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ② 限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上させ、各地域において強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障害者及び外国人等に十分配慮する。
- ③ 地域の特性に応じて、環境との調和や景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る。

VI. 各施策分野別推進方針

リスクシナリオを回避し、最悪の事態を回避するために各施策ごとの推進方針を次のとおり定める。なお、推進方針の具体的な施策は、別紙のとおりとし、記載の事業等については、必要に応じ、適宜、見直していく。

1 地震・水害対策及び避難対策の確実な実施

1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生

○ 推進方針

- ア 住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げに繋がることから、耐震事業の周知等により建築物の耐震化等に努める。
- イ 川西町空き家等対策計画に基づき、災害時に支障となる恐れのある空き家について、対策を検討する。
- ウ 地震の発生により家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発に努める。
- エ 住宅用火災報知器設置について住民周知に努める。
- オ 地域の実情を踏まえ、住民との課題の共有を進めながら消防団組織の編成を進める。
- カ 消防関係車両の定期的な整備に努める。
- キ 大規模災害に備えた消防装備の整備や消防資器材の充実及び研修・訓練による体制強化に努める。【重複①】
- ク 消防団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生

○ 推進方針

- ア 洪水ハザードマップを作成し、周知する。
- イ 洪水発生多発地域の確認と住民への連絡体制の確立を図る。
- ウ 河川に関する防災情報を住民が確認できるよう周知に努める。
- エ 国、県及び関係機関と共に、ハード整備とソフト対策が連動した総合的な治水対策を促進する。

1-3 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生

○ 推進方針

- ア 「自らの命は自らが守る」意識の徹底と正しい避難行動の周知を図る。
- イ 避難所での良好な生活環境の確保に努める。
- ウ 防災行政無線システムの更新、維持管理に努める。
- エ 全国瞬時警報システム（Jアラート）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の更新、維持、運用管理を行う。【重複②】
- オ 緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達を実施する。
- カ 自主防災組織を主体とした訓練を定期的実施するよう努める。【重複③】
- キ 移動系無線機器の更新、維持管理を行う。

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止

○ 推進方針

- ア 住民に災害発生時の非常用食料を備蓄するよう啓発する。
- イ 非常食及び飲料水の備蓄を進める。
- ウ 物資支援及び提供に関する協定の締結及び拡充に努める。【重複④】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○ 推進方針

- ア 災害時応援協定の締結及び拡充を図る。
- イ 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。【重複⑤】
- ウ 町道の拡幅・新設等により災害時の道路機能及びネットワークの確保を図る。【重複⑥】
- エ 孤立の可能性のある地区との通信確保に努める。
- オ ヘリポートの使用場所の確保に努める。【重複⑦】

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断

○ 推進方針

- ア 災害の規模や被災地ニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずるよう努める。
- イ 大規模災害に備えた消防装備の整備や消防資器材の充実及び研修・訓練による体制強化に努める。【重複①】
- ウ 自主防災組織の資器材の充実や研修・訓練による体制強化を図る。【重複⑧】
- エ 自衛隊、警察、消防等と合同訓練が実施できるよう努める。

2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶

○ 推進方針

- ア 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。【重複⑤】
- イ 町道の拡幅・新設等により災害時の道路機能及びネットワークの確保を図る。【重複⑥】
- ウ 橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁の改修を図る。【重複⑨】
- エ ヘリポートの使用場所の確保に努める。【重複⑦】
- オ 道路啓開計画の策定を進める。
- カ 各医療機関や医師会等各種団体との協定締結及び連携に努める。
- キ 各医療機関や医師会等各種団体との合同訓練が実施できるよう努める。

2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生

○ 推進方針

- ア 疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示したマニュアルの策定を進める。
- イ 避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。【重複⑩】
- ウ 自主防災組織の資器材の充実や研修・訓練による体制強化を図る。【重複⑧】

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全

○ 推進方針

- ア 職員による防災訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。
- イ 地域防災計画及び業務継続計画等の定期的な見直しを図る。

- ウ 業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。
- エ 災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップを行う。
- オ 公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。【重複⑪】
- カ 非常用電源を確保する。【重複⑫】

3-2 被災による治安の悪化

○ 推進方針

- ア 警察等と合同訓練が実施できるよう努める。
- イ 平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。
- ウ 自主防災組織を主体とした訓練を定期的実施するよう努め、併せて防犯意識も高める。
- エ 県、町が実施する訓練や研修等を通じ、防災減災に関する地域防災リーダーの育成に努める。【重複⑬】

3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊

○ 推進方針

- ア 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。【重複⑮】
- イ 橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁の改修を図る。【重複⑯】
- ウ 事業所等に対し事業継続計画を策定するよう周知する。【重複⑰】
- エ 町道の拡幅・新設等により災害時の道路機能及びネットワークの確保を図る。【重複⑱】

3-4 食料等の安定供給の停滞

○ 推進方針

- ア 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。【重複⑮】
- イ 物資支援及び提供に関する協定の締結及び拡充に努める。【重複⑲】
- ウ 物資輸送等に関する協定の締結及び拡充に努める。
- エ ヘリポートの使用場所の確保に努める。【重複⑳】
- オ 町道の拡幅・新設等により災害時の道路機能及びネットワークの確保を図る。【重複㉑】

4 ライフラインの確保

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止

○ 推進方針

ア 公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。【重複⑪】

イ 非常用電源を確保する。【重複⑫】

ウ 有線通信回線の遮断に備え、衛星電話回線等により通信の確保ができるよう、機材を整備するとともに訓練の実施に努める。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

○ 推進方針

ア 全国瞬時警報システム（Jアラート）や緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）の更新、維持、運用管理を行う。【重複②】

イ 防災行政無線について、停電等の緊急時においても住民に情報が伝達できるように適正に管理する。

ウ 避難所、学校、保育所等の施設に対する情報伝達手段の確保を図る。

4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

○ 推進方針

ア 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。【重複⑤】

イ 石油系燃料やL P ガス等の貯蔵設備の設置に努める。

ウ 上水道施設の耐震化を進める。【重複⑬】

エ 農業用施設の耐震化を推進する。

オ 事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。【重複⑭】

カ 町道の拡幅・新設等により災害時の道路機能及びネットワークの確保を図る。【重複⑥】

4-4 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーンの機能の停止

○ 推進方針

ア 公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。【重複⑪】

イ 非常用電源を確保する。【重複⑫】

ウ ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める。

4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止

○ 推進方針

ア 上水道施設の耐震化を進める。【重複⑮】

イ 非常用電源を確保する。【重複⑫】

ウ 緊急時の飲料水確保のため設備の整備及び適正管理に努める。

エ 水道用復旧用資材を備蓄する。

4-6 下水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○ 推進方針

ア 下水道施設の点検・調査を行い、修繕・改築を進める。

イ 農業用排水処理施設の耐震化を進める。

ウ 避難所における衛生環境を備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。【重複⑩】

エ 清掃・衛生関係組合等との協定の締結に努める。

4-7 地域交通ネットワークが分断する事態

○ 推進方針

ア 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。【重複⑤】

イ 町道の拡幅・新設等により災害時の道路機能及びネットワークの確保を図る。【重複⑥】

ウ 道路の分断において、代替ルート確保の検討、バス事業者等関係機関との連携強化に努める。

5 二次被害の防止

5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響

○ 推進方針

ア 風評被害が拡散しないよう町内外に正確な情報を発信する体制を整備する。

5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生

○ 推進方針

ア 貯水池やため池の改修や点検に努める。

5-3 農地等の荒廃による被害拡大

○ 推進方針

ア 農地等が荒廃しないよう、地域を挙げて維持に努める。

イ 鳥獣害対策を適正に実施し、田畑等が荒廃しないように努める。

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 推進方針

ア 災害廃棄物発生量の推計、仮置き場選別、処理方法等について、具体的な候補地も含めて方針策定に努める。

イ 廃棄物処理業者等との協定の締結を推進する。

6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 推進方針

ア 地域の担い手を確保し持続ある地域コミュニティの形成を図るため、町に定住を希望する者に対する支援の実施を図る。

イ 要配慮者や生活困窮者が相談できる支援事業の充実を図る。

ウ 自主防災組織を主体とした訓練を定期的実施するよう努める。【重複③】

エ 県、町が実施する訓練や研修等を通じ、防災減災に関する地域防災リーダーの育成に努め

る。【重複⑬】

オ 学校及び保育所等において防災に関する研修や訓練を実施する。

カ 自治会、自主防災組織、消防団、老人会、地域サロン団体など、団体間交流を活発化し地域コミュニティの結びつきを強くよう努める。

6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 推進方針

ア 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。【重複⑤】

イ 町道の拡幅・新設等により災害時の道路機能及びネットワークの確保を図る。【重複⑥】

ウ 橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁の改修を図る。【重複⑨】

エ 交通事業者及び運送業者との協定の締結を図る。